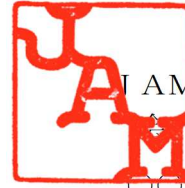


年 月 日

J AM加盟労働組合  
企業代表者 様



J AM  
長 安河内  
〇〇 J AM  
執行委員長



〇〇労働組合  
執行委員長

## 適切な価格転嫁と適正な取引慣行による賃上げの実現に向けた要請

謹啓 時下、ますますご清栄の段、お慶び申し上げます。

日頃は J AM の諸活動に対するご理解、ご高配を賜っておりますこと、厚く感謝申し上げます。

さて、2025 年春季生活闘争では、賃金改善額、平均賃上げ額ともに過去最高を更新し、全体では過年度物価上昇分を上回る賃上げを獲得することができました。一方で「あらゆる是正課題をブレずに取り組む」とした格差是正の取り組みについては、企業規模間だけでなく、同一規模内、世代間のばらつきも大きく、実質賃金を維持できなかつた組合員も多く、規模間格差の課題は深刻化してしまいました。

令和 5 年 11 月、内閣官房・公取委より「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が発出され、令和 7 年 5 月、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が「中小受託取引適正化法（取適法）」として改正されました（令和 7 年 5 月 16 日成立、令和 8 年 1 月 1 日施行）。

価格転嫁・取引適正化の重要性が高まるなか、中企庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査結果」によると、労務費を含めた価格交渉が広がるも価格転嫁率は 53.5% に留まり、「転嫁できた企業」と「できない企業」で二極化が鮮明になっています。

J AM は、優れた技術や技能によって作りだされる製品やサービスが、その価値にふさわしい取引慣行の実現をめざし「価値を認めあう社会へ」の取り組みを継続して行なってきました。安心・安全で高品質な製品を供給するコストは、適正な形で社会によって負担されるべきであり、長らく続いたデフレ下から残る先入観や商慣習を払拭し、適切な価格転嫁・適正な取引慣行を主体的かつ積極的に進めなければならないと考えています。

さらに、近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていかなければ、企業収益が棄損されるだけでなく、従業員の生活をも脅かされかねません。

J AM は 2026 年春季生活闘争において、すべての労使が適切な価格転嫁・適正な取引に向けて全力で取り組むとともに、拡大する格差、相対的低位な賃金水準、サプライチェーンの分配構造のひずみを改善し、持続可能なものづくりに向けて「格差拡大に歯止めをかける」ための活動を継続することとしております。

つきましては、要請内容にご理解とご協力を賜りますとともに、積極的な取り組みをよろしく願います。

謹白

## 記

### 1. 2026年春季生活闘争の諸要求に対する誠意ある対応の要請

2026年春季生活闘争では、あるべき賃金水準にこだわり、分配構造を転換することにより、実質賃金の向上を求めてまいります。「労働」と「製品」の価値が正しく評価される「価値を認めあう社会へ」の実現に向けて、企業収益が毀損されることの無きよう価格転嫁を着実に進めるとともに、人材不足に直面するものづくり産業と企業の持続可能性を高める「人への投資」に誠意ある対応をお願いいたします。

### 2. 政府による諸施策への対応および「中小受託取引適正化法」（下請法改正法）の遵守

政府による価格転嫁に関する諸施策の内容を確認し、自社が受・発注者双方の立場にあることを踏まえ、政府指針や改正法の遵守と労務費を含めた積極的な価格転嫁への対応をお願いいたします。

#### ※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月発出）

発注者の責務として「発注者から協議の場を設けること」「労務費の転嫁を求めたことを理由に不利益な取扱いをしないこと」など労務費を含む着実な価格転嫁が求められています。

労務費転嫁指針



#### ※「中小受託取引適正化法（取適法）」（令和8年1月1日施行）

①適用対象の取引委託（運送）の追加、②従業員基準の追加、③手形払等の禁止、④協議に応じない一方的な代金決定の禁止、などが追加されています。

取適法



### 3. コスト上昇分すべての価格転嫁を求める「価格交渉促進月間」における積極的な取り組み

労務費、原材料費やエネルギー費が上昇する中で、価格交渉・価格転嫁できる環境整備のため、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定されています。

労務費、原材料費やエネルギー費など必要なコスト増加分のすべてで、価格転嫁が受け入れられなければ企業収益が毀損されるだけでなく、従業員の生活も脅かされかねません。必要なコスト増加分のすべてで価格転嫁が実現されるよう、積極的な価格交渉をお願いいたします。

価格交渉促進月間



### 4. サプライチェーン全体の「パートナーシップ構築宣言」登録への取り組み

パートナーシップ構築宣言は、企業規模の大小に関わらず企業が発注者の立場で「サプライチェーン全体の共存共栄に向けた連携」と「振興基準の遵守」を重点的に取り組むことを宣言するもので、持続可能なものづくり産業の実現に向けては、サプライチェーン全体のパートナーシップを構築する必要があります。

自社の登録はもちろんのこと、受・発注の取引関係にあるすべての企業に「パートナーシップ構築宣言」の登録の推進をお願いいたします。

なお、登録企業は「国や県の補助金の加点措置などの優遇措置」や「日本政策金融公庫の企業活力強化資金の利用」などを受けることができます。

パートナーシップ構築宣言

